



写真 用地幅杭打設作業の様子



平成25年10月から進めていました用地幅杭設置は、ほぼ終了しました。皆様にはご理解とご協力頂きありがとうございます。本号では、相談窓口のご案内や用地測量・建物調査の流れをご紹介します。

■『国道8号豊田新屋相談窓口』のQ & A

Q 1. 相談窓口はいつ開いているの？

A 1. 毎週木曜日の午前 10 時から午後 7 時まで開いています(年末年始・祝祭日を除く)。この曜日・日時でご都合が悪い方もご相談に応じますので、お気軽に問い合わせ先までご連絡ください。

Q 2. 相談窓口には誰がいるの？

A 2. 富山河川国道事務所の職員(計画担当・用地担当)がお待ちしています。計画・設計から一般的な用地補償に関することまで何でもご相談ください。

Q 3. 何を持っていけばいいの？

A 3. 特に必要ありません。お気軽にお越し下さい。

Q 4. 名前や住所とか聞かれるの？

A 4. 相談窓口にお越しただいた方には、相談受付簿(住所・氏名・連絡先など)のご記入をお願いしています。受付簿は、相談の対象(お住まいや事業所の場所等)を確認するとともに、窓口業務の整理・統計の都合上、記入をお願いしています。なお、受付簿や個人情報に関わる相談内容につきましては、個人情報保護の観点から厳重に管理しますので、ご安心ください。

Q 5. 自分の家・土地の補償額を教えてくださいの？

A 5. 土地や建物の補償については、個別の調査を踏まえて説明させていただくことになります。相談窓口は、多くの方の出入りがあるため、具体的な補償について(個人情報に関わるお話)は、状況に応じてご自宅などで説明させていただきます。なお、相談窓口では、補償までの一般的な流れや補償の基本的な考え方などを説明させていただきますので、お気軽にお越しください。

『国道8号豊田新屋相談窓口』毎週(木)開催中!!

「国道8号豊田新屋相談窓口」は事業に関わる皆様の疑問や不安を少しでも取り除く手助けとなるよう平成26年1月9日

に開設しました。地域の皆様からは、道路計画や今後のスケジュール、一般的な用地補償等についてご相談を頂いています。

これから地域の皆様に広く活用して頂けるようにその利用方法等についてご紹介いたします。お気軽にお越しください。

国道8号豊田新屋立体

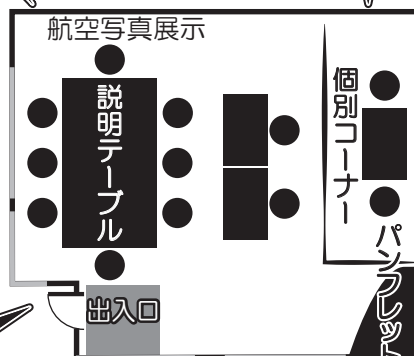


第3号

発行・お問い合わせ先

国土交通省
富山河川国道事務所
調査第二課・用地第二課
〒930-8537
富山市奥田新町2番1号
TEL 076-443-4701(代表)
FAX 076-443-4703
富山市役所
建設部 建設政策課
〒930-8510
富山市新桜町7-38
TEL 076-443-2220(直通)
FAX 076-443-2187

【相談窓口見取り図】



『国道8号豊田新屋相談窓口』開設中!!

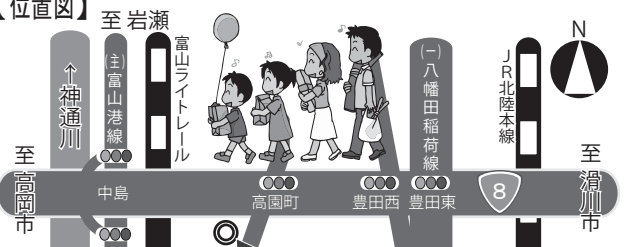
【日時】 毎週木曜日 10 時～ 19 時

(年末年始・祝日は休館)

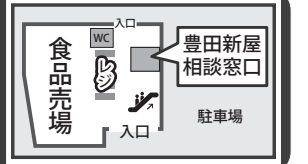
【場所】 アルビス豊田店(旧新鮮市場)様の1階

【アクセス】 国道8号高園町交差点を南に入りすぐ

【位置図】



国道8号豊田新屋相談窓口



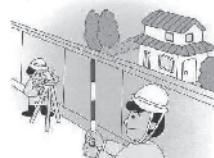
今後の予定は、裏面をご覧ください。

■用地測量・建物調査の流れ

【用地測量】

現地立入

皆様に境界の確認をいただくための準備として、測量業者が皆様の土地へ立ち入らせていただき、公図などを参考に目印となる仮の境界杭などを設置させていただきます。
※関係する方々には、事前にご案内させていただきます。



【現地立入】

境界立会

事業に必要な土地の所有者・権利者や隣接地の所有者などの方々に立ち会っていただき、土地の境界を確認していただきます。
※関係する方々には、事前にご案内させていただきます。



【図面作成】

境界測量
図面作成

ご確認いただいた境界に基づき測量を行い、図面を作成します。図面には土地の境界、地番、所有者・権利者、地目、面積などを記載します。



【図面確認】

図面確認

作成した図面を立ち会っていただいた方々に確認していただき、記載内容に間違いなければ図面に署名・押印をお願いします。
※関係する方々には、事前にご案内させていただきます。

【建物調査】

調査実施
のお願い

事業に必要な土地にある建物、工作物や立木などを調査させていただき調査業者が決まりましたら、関係する方々に調査のお願いをさせていただきます。



調査日時
の調整

調査にご了承いただきましたら、調査業者より関係する方々へご連絡し、調査日時の調整をさせていただきます。

調査実施

調査は建物の構造、使用部材、間取りなどのほか、工作物や立木、敷地の使用実態などについても詳細に調査させていただきます。また、必要に応じて営業内容などの調査や動産の数量などを調査させていただきます。

平成26年に予定している「用地測量・建物調査の流れ」についてご紹介いたします。この調査をもとに、

皆様への補償金を算定いたしますのでご協力をお願いいたします。なお、実施にあたり関係

する方々へ事前にご案内させていただきます。質問等ありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

用地測量・建物調査にご協力ください!!

用地測量・建物調査に関するQ & Aコーナー

Q 1. 用地測量の境界立会は、地権者本人でないといけないの？

A 1. 委任状を提出いただくことで第三者に境界立会を委任することも可能です。（委任状は境界立会をお願いする際に依頼文書と一緒に送りますので、委任を受けた方は立会の時にご持参下さい。）

なお、別の日に立ち会いを希望される方につきましては、別途調整させていただきます。



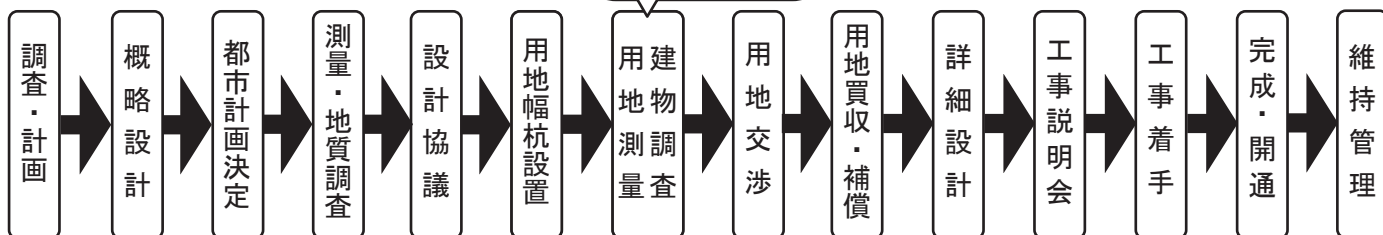
Q 2. 建物調査の時は、建物の中に入るの？

A 2. 調査の時は、建物の中にも立ち入らせていただくことになります。その際には立ち会いをお願いいたします。なお、プライバシーには十分配慮のうえ調査をさせていただきます。



■事業の流れ

今はここです



【問い合わせ先】

国道8号豊田新屋立体事業に関しては下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

- | | | | |
|-------------------|-----------|-------|-----------------------|
| ● 事業の計画・設計について | 富山河川国道事務所 | 調査第二課 | TEL 076-443-4717 (直通) |
| ● 用地測量・建物調査について | 富山河川国道事務所 | 用地第二課 | TEL 076-443-4707 (直通) |
| ● 事業に伴う市道等の計画について | 富山市役所 建設部 | 建設政策課 | TEL 076-443-2220 (直通) |